

(年額)

し尿浄化排水協定書

新津郷土地改良区が管理する用排水路に、し尿浄化排水を最終放流することについて、使用者 (以下『甲』という。) と管理者 新津郷土地改良区 理事長 高井一郎 (以下『乙』という。) は、新津郷土地改良区定款及び水路使用規定に基づき下記の通り協定する。

記

第1条 甲は乙の管理する用排水路に、し尿浄化排水を最終放流するため乙の規定により次の使用料を負担するものとする。

手数料 1, 080円

使用料 , 円

(し尿浄化排水使用算定人員 人) (一人槽あたり1ヶ年540円)

第2条 前条による使用料は、別途乙の請求により甲が乙に前納するものとする。

以上の協定の証しとして、この協定書2通を作成し、甲、乙、各々記名押印し各自1通ずつ保有する。

令和 年 月 日

住 所

(甲)

氏 名

印

(乙)

新潟市秋葉区新津4540番地

新津郷土地改良区

理事長 高井 一郎

(5ヶ年用)

協 定 書

新津郷土地改良区が管理する用排水路に、し尿浄化排水を最終放流することについて、使用者 (以下『甲』という。) と管理者 新津郷土地改良区 理事長 高井一郎 (以下『乙』という。) は、新津郷土地改良区定款及び水路使用規定に基づき下記の通り協定する。

記

第1条 甲は乙の管理する用排水路に、し尿浄化排水を最終放流するため乙の規定により次の使用料を負担するものとする。

1. 手数料 1,080円
2. 使用料 , 円

(し尿浄化排水使用算定人員 人) (一人槽あたり1ヶ年540円)

第2条 前条による使用料は、別途乙の請求により甲が乙に前納するものとする。

以上の協定の証しとして、この協定書2通を作成し、甲、乙、各々記名押印し各自1通ずつ保有する。

令和 年 月 日

住 所

(甲)

氏 名

印

(乙)

新潟市秋葉区新津4540番地

新津郷土地改良区

理事長 高 井 一 郎